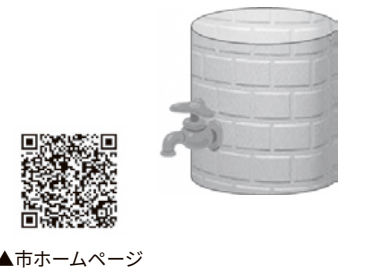


雨水に関する補助金があります

雨水の有効利用による地下水保全のため、雨水タンクや雨水浸透ますを設置する人に補助金を交付しています。

雨水タンクは雨水を貯めて庭木の水やりや洗車などに利用するもので、地下水保全だけでなく水道代の節約にも効果的です。

雨水浸透ますは雨水を地下へ浸透させる装置で、雨水の流出を抑制し、水害軽減や地下水の涵養に繋がります。



▲市ホームページ

	対象製品	補助上限	補助内容
雨水タンク	・雨水タンクなどの名称で一般に販売されているもの ・有効貯水量が50L以上 ※1住宅当たり1基まで	容積200L以上 35,000円	工事費を含む本体価格(千円未満切り捨て)
		容積200L未満 24,000円	工事費を含む本体価格の1/2(千円未満切り捨て)
雨水浸透ます	雨水の地下浸透を目的とした装置 ※既存の1住宅当たり4基まで	1基当たり 15,000円	設置に要した額(千円未満切り捨て)

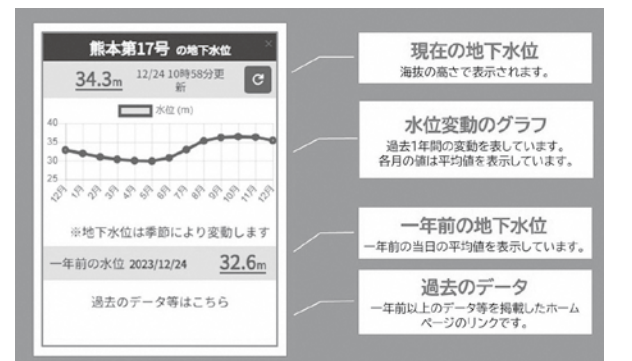
申請要件など詳しくは市ホームページをご確認ください。

地下水位のリアルタイム配信

県では合志市や菊陽町原水(セミコンテクノパーク内)と熊本市水前寺の地下水位をリアルタイムで配信しています。県ホームページでいつでも確認することができます。詳しくは県ホームページをご確認ください。



▲県ホームページ



電動式生ごみ処理機の貸し出しをしています

購入前に効果や利便性を確かめるため、電動式生ごみ処理機の貸し出しを行なっています。

台数に限りがありますので、事前に空き状況をお尋ねください。

貸し出し機種など詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

生ごみ処理機器の購入補助をしています

市ではごみ減量化を図るため、生ごみ処理機器を購入した人に補助金を交付しています。

- ▶**対象製品**
電動式生ごみ処理機(シンク一体型を除く)、コンポスター、EM容器
- ▶**補助内容**
購入金額の2分の1(100円未満切り捨て)
- ▶**上限**
 - ・電動式生ごみ処理機 3万円
 - ・コンポスター、EM容器 4千円

詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

地域の人権相談パートナー

人権よもやま話



●問い合わせ先
人権啓発教育課 啓発教育班
☎096(248)2366



人権擁護委員
岩根 浩さん

先ごろ、人権について話す機会がありました。参加者は10代から60代までの32人。ねらいは『人権問題の現状と重要課題を理解し、自身の生き方について考えること』です。

前半では、こどもが被害者となるいじめや虐待、体罰。インターネット上の誹謗中傷や、差別を助長するような情報の発信。障がいのある人、外国人、性的マイノリティであることなどを理由とする偏見や差別について取り上げました。

後半では、受講者の人たちと共に『職場における人権課題』をテーマにしたDVDを視聴し、年代や性別、国籍の多様化、コミュニケーションの取り方などによって、新たな人権課題が存在していることへの理解を深めることができました。

受講者の皆さんからは「常に相手の立場に立った言動が必要」「無知・無関心が差別を生む」「思い込みや

決めつけが人を傷つける」「合理的配慮について知ることができた」など、多くの感想をもらいました。社会に存在するさまざまな人権課題は決して、自分以外の「誰かのこと」自分には関係のないことではなく、自分にとっても他者にとっても大切なものであると、確認し合うことができたと思います。私にとっても大変有意義な学びのひとつでした。

本市では現在、9人の人権擁護委員がいます。本稿で紹介したような研修会や、人権教室、人権相談など、人権の大切さを広める活動を通して、誰もが活躍できる幸せな社会の実現に向けて活動しています。人は誰でも幸せに自分らしく生きる権利を生まれながらに持っているます。それを奪うのが差別であり、被害に遭っているのは、常に弱い立場の人です。物事を『正しく見る。正しく知る。正しく考える』。このことを常に自分に言い聞かせながら、一人一人が楽しく安心して過ごせる環境づくりに努めていきたいと思っています。

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

連鎖販売取引(マルチ商法)事例1

知人に誘われ健康食品のセミナーに行った。入会すれば1割引で商品が購入でき、その商品を他の人に売れば利益が得られるという話であった。高額だったが、いい商品だからすぐに元は取れると言われたので健康食品を購入した。その場の雰囲気契約したが高額な契約を後悔している。解約したい。

(40代 女性)

連鎖販売取引とは商品の購入やサービスを有償で受け、組織の会員となり、別の消費者に商品の販売や組織に加入するよう勧誘することです。利益を得て組織を拡大させる販売方法です。法律で規制されていますが、違法ではありません。

化粧品や健康食品などの相談の他にも、投資や副業などの相談も増加しています。

連鎖販売取引にはクーリング・オフ制度があります。契約書面を受け取ってから20日以内です。また契約から1年以内であれば中途解約もで

きます。条件はありますが商品の返品もできる場合があります。

近しい人から誘われたら断りにくいとは思いますが、思うようにいかず、在庫や借金が残る場合もあります。借金してまで契約しないようにしましょう。

事例2

高校時代の友人に、投資に興味があるなら話を聞きに行こうと誘われカフェに行った。自動売買ツールを使って取り引きすれば簡単に儲かると言われ購入した。後日、セミナーに参加すると、実は知人を紹介すればマジンが貰える仕組みになっていると言われた。友人を勧誘したが相手にされなかった。

(20代 男性)

この場合、連鎖販売取引には該当せず、連鎖販売取引でのクーリング・オフや中途解約ができない可能性があります。後出しマルチ的な悪質なトラブルも多発しています。

場合によっては解約できる可能性もあるので早めに消費生活センターへご相談ください。